

東京大学社会科学研究所拡充改組計画

頭記文書の原文は1967年度概算要求書に添付されたものであるが、以下にはそれに増補を加えた1968年度の文書を数字のみ前者にあわせて掲載した。なお完成予定部門数はその後22部門から18部門（既設17部門）に縮小されてこんにちに至っている。

I 拡充改組を緊急に必要とする理由

1 社会科学研究所設置事由と現状

東京大学社会科学研究所は、その設置事由書に明示されているように、「社会科学に関する総合研究」、すなわち、広く世界各国、各地域の法律・政治・経済に関する資料を蒐集・調査し、厳密に科学的方法に基づいて、理論的ならびに実証的な比較研究を行うことを目的として、1946年8月24日の勅令第394号「社会科学研究所官制」（のち1949年5月31日の法律第150号「国立学校設置法」第4条）により、東京帝国大学に附置されたものである。

社会科学研究所は、創設当初は、14部門（ほどなく20部門）よりなる計画であったが、とりあえず、5部門（アメリカ並びに米州諸国、イギリス並びに自治領、本邦公法、本邦内政、本邦経済産業）をもって発足し、1951年までに6部門（ソヴェト連邦並びに東欧諸国、本邦財政金融、社会調査、本邦私法、中国並びに朝鮮、フランス並びに西欧・南欧諸国）を加えたが、その後15年11部門のままとどまり、1965年に至ってはじめて1部門（ドイツ）増設されたにすぎない。現在、本研究所の構成は、本邦基礎研究部門6、外国地域研究部門6、計12部門である。

社会科学研究所は、ながい間部門数が当初計画のほぼ半数という制度上の不備にもかかわらず、比較総合の社会科学的な地域研究を担当するわが国唯一の大学附置研究所として、本研究所に与えられた重要な課題を学問的責任をもって遂行しつつ、相応の顕著な学術的成果をあげ、また大学院にも積極的に関与して少壮研究者の養成につくすと共に、社会科学の国際交流に多くの貢献を果してきた、という実績をもっている。

2 戦後における社会科学体制の変化

とくに第2次世界大戦後、政治・経済・法律の領域における国際諸関係がますます緊密化してきたため、欧米

の主要諸国においても、旧来の時代遅れの研究様式をあらため、新たな社会科学的「地域研究」体制を急速かつ本格的に拡充整備することが強く要望され、かつ着々実現されつつある、このことは周知のところである。わが国においても、外国地域研究部門を拡大強化し、専門的基礎研究と外国地域研究との有機的な結合・協力関係を通じてする比較総合研究体制を整備確立することが緊急かつ切実な学問的要請となっている、このことは疑いの余地がない。こうすることによって始めて、国民が真に必要なとする諸外国地域についての基礎的な・科学的に有効な・知識を提供することが出来るからである。ここに社会科学研究所は、構想をあらたにし、社会科学に関する全国的要請と全学的協力に基づいて、本研究所の拡充改組を行うことになった。

① 戦後主要欧米諸国における「地域研究」の再検とその振興

戦後、欧米の主要諸国においては、国際政治情勢、社会経済事情の急激な変化に当面して、大学における旧来の「地域研究」の在り方に対する深刻な反省とその改革および拡充への要望が現われ、新しい地域研究が大規模に実現されつつある。〔→大学における地域研究の現状については、イギリスの *The World of Learning* 1965-66 (London, 1965) がもつとも詳しい。なお、アメリカの *Research Centers Directory* (2nd ed., Detroit, 1965)、いわゆる後進国についての地域研究については、アメリカの *American Institutions and Organizations interested in Asia* (New York, 1961) およびフランスの *Inventaire des organismes français actifs dans le domaine du développement* (Paris, 1965) 参照。〕

このような戦後世界の状況に対応する「地域研究」研究体制の改革は、いちはやくイギリスにおいてとり上げられた。その場合、ハーバードやコロンビア大学の「地域研究センター」が一典型とされているが、「地域研究」Area Studyという場合、それぞれの外国地域の言語、宗教、歴史、社会等を単に研究するというのではなく、

スラヴ、アフリカ、近東、アジア等を、その地域を基礎において、その地域に関するあらゆることを総合的に研究する、従ってその地域を中心に、あらゆる専門分野の諸科学がこのために動員される、そのような研究体制を指すものと理解されている。この意味からすれば、旧来のイギリスの外国地域研究は、個々の専門分野からする孤立分散的な、むしろ好事家的な研究であって、新しい真の地域研究 Area Study の名に値しない。このような時代遅れの地域研究の欠陥を指摘し、これらを新しい研究様式に再組織し、イギリスの大学での本格的な地域研究体制を創出拡充すべきであるというのが、1947年のスカーバラ伯を議長とする調査委員会の報告書（The Report of the Interdepartmental Commission of Inquiry, presided over by the Earl of Scarborough London, 1947）、および、その後をうけてイギリスおよび諸外国の研究事情を調査し、勧告した1961年のヘーター卿を議長とするいわゆるヘーター報告書（University Grants Committee: Report of Sub-committee on Oriental, Slavonic, East European and African Studies, under the chairmanship of Sir W. Hayter, London, 1961）の主眼点であった。前者は、従来のイギリスの大学における地域研究がほとんど言語部門や古典研究に限られていたことに対して、政治・経済・社会部門や現代研究の振興の必要を強調し、5年以内に計195（東洋研究100、アフリカ研究50、スラヴ研究45）の講座を拡充整備（資金22万5000ポンド）するよう勧告し、それにつづくヘーター報告書も、イギリスの大学における東ヨーロッパ、東南アジア、極東に関する地域研究が、依然として言語・古典関係に限られていることを批判し、現代研究・非言語研究部門に関する地域研究を強力に開発振興（5年間に差当り30万ポンド投入）すべきことを痛切に勧告している。

㊤ 本学における社会科学的な地域研究の拡充計画の進展

このような新たな地域研究の急速に増大する重要性にかんがみ、また、自然科学系講座の急速な増設に対する人文・社会科学系講座の異常な不均衡を是正することを配慮して、東京大学では、1958年5月以来、関係諸部局（法・文・経・教養の4学部、東洋文化・社研の2研究所およびアメリカ研究セミナー委員会）の代表者から構成される専門委員会（「国際問題研究所に関する委員会」、委員長は法学部長）が20数回にわたって開催され、熱心に審議を重ねた結果、「地域研究」を目的とする「国際問題研究所」（仮称）の新たな設置案を作成

し、東京大学評議会に提出してその承認をえた。それは当初、国際関係4、アメリカ関係地域8、ヨーロッパ関係地域8、ソヴェト関係地域8、計28部門よりなるグローバルな地域研究の構想であったが、文部省との交渉中に、さし当りアメリカ研究を中心とする15部門の研究案に縮小し、評議会の議を経て、1963年・64年度の概算要求を行った。その間、文部省との交渉過程において、社会科学研究所は地域研究を行うという趣旨で設置されたものであるから、当初国際問題研究所の目的とする研究は社会科学研究所の拡充という線で実現するのが妥当であろう、という文部省側の見解が披瀝され、そのこともあって、その後、東京大学総合計画委員会は、国際問題研究所案の今後の処理方法との関連において社会科学研究所拡充改組問題を取り上げることになり、1965年3月、関係各部局（法・経・文・教養の4学部、東洋文化・社研の2研究所）の代表者から構成される専門委員会（「社会科学研究所拡充改組専門委員会」、委員長は法学部長）にこの問題を全学的見地から検討することを委嘱した。

この社会科学研究所拡充改組専門委員会は、1967年度概算要求に間に合う時限を定めたいうで、爾後毎回総長出席のもとに、満1年間12回にわたって開催され、「社会科学研究所拡充改組計画」を、これに関連する国際問題研究所案ならびに関係諸部局の将来計画などを十分に考慮しながら、慎重に検討を重ねた結果、社会科学研究所の外国地域研究部門の拡充強化を軸とする「社会科学研究所拡充改組計画」を実現することによって、さきの国際問題研究所設置案で企画されたところを大部分充足しうることを確認し、既に評議会で承認された国際問題研究所案の継承、その肩替りの意味を含めて、この社会科学研究所拡充改組計画を全学一致で強力に推進することをきめ、総合計画委員会に報告してその承認をえ、1966年6月28日評議会の議を経て、1967年度に概算要求を行うこととなった。試みに、これを国際問題研究所の当初案と対照すれば、次表の如くである。

II 拡充改組計画、その内容と特色

1 拡充改組の基本構想

「社会科学研究所拡充改組計画」は、とくに地域研究部門の拡充を軸とする社会科学研究体制の機能的・本格的な編成替えによる改組を内容とするものであり、国立大学附置研究所としての適正規模を充分考慮し、東京大学総合計画委員会社会科学研究所拡充改組専門委員会の周到な検討に基づいたうで、基礎研究部門2、地域研

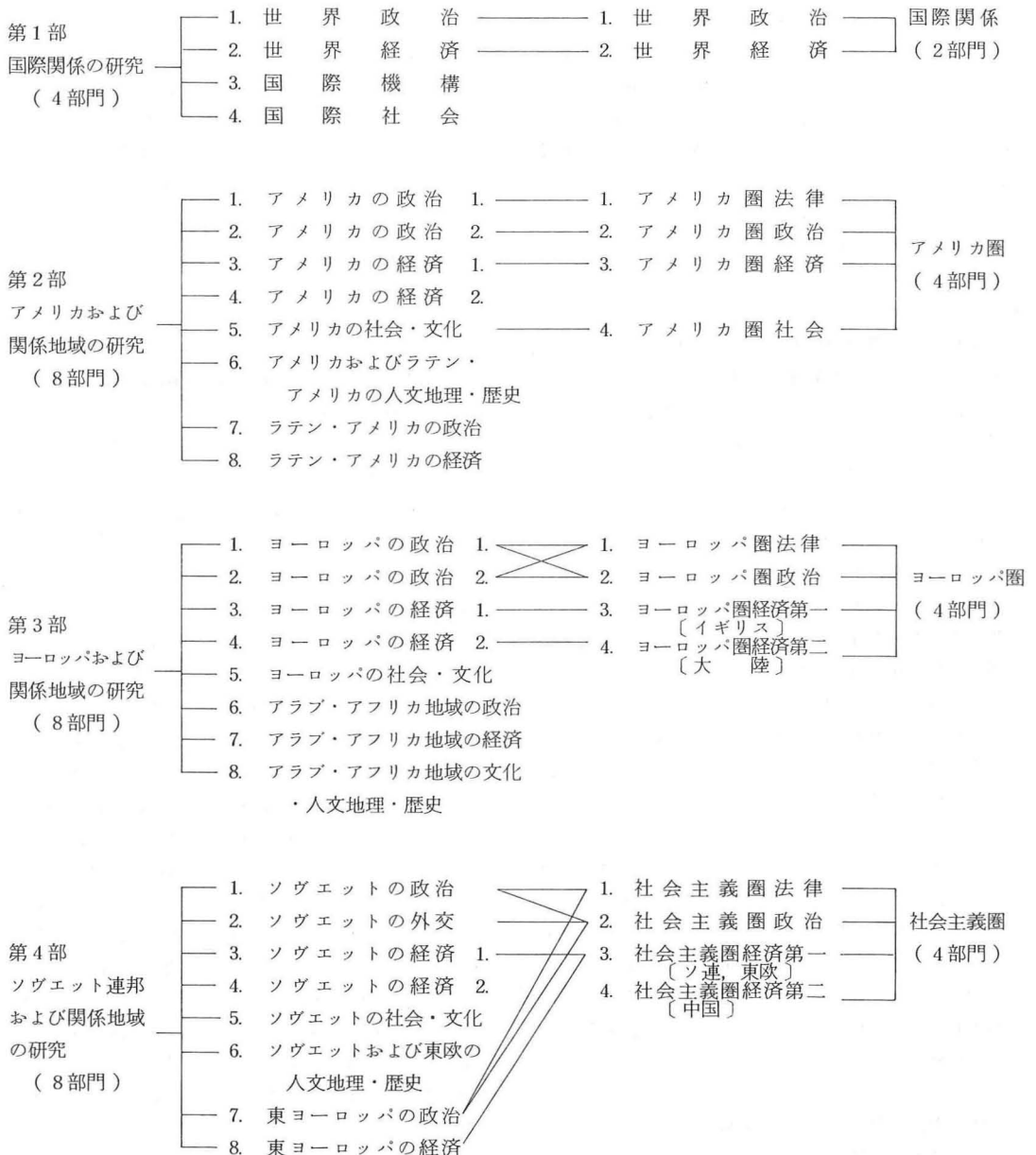
国際問題研究所案と社会科学研究所拡充改組計画との対照表

国際問題研究所の構成および部門数

(1960年当初案——28部門)

社会科学研究所拡充改組計画

(1967年度概算要求, 外国地域研究
部門数——14部門)



究部門8, 客員部門4, 資料部門1の新設を3年計画で実現しようとするものである。これが完成した場合には、研究部門に関しては、基礎研究部門8, 地域研究部門14, 計22部門(うち既設および振替え12部門)となり、その外、客員部門4, 附属施設としての社会科学資料センターが加わることになる。

拡充改組計画の主たる目的は、戦後ますます緊密かつ複雑化してくる国際関係に対応し、また、それにとまってすすめられてきた欧米諸国における地域研究の再編成と大規模な拡充強化にかんがみ、国際問題研究所案の基本線を継承する意味で、とくに本研究所の外国地域研究部門を再編拡充して、しかも、地域研究が単純な趣味的志向での地域研究に終らないために、専門的基礎研究と外国地域研究との機能的な協力関係を強化し、不断の相互補完的な比較総合体制を確立して、日本における本格的な社会科学的地域研究の遂行を保障しようような構成にあらためることにある。すなわち、

1) 現在の外国地域研究6部門を14部門に増加し、従来の国別部門編成を解き、現在の国際情勢および学界動向に対応しよう、ヨーロッパ圏、アメリカ圏、社会主義圏および国際関係の4つに再編包括される。それぞれの地域圏内の法律・政治および経済の共同研究は弾力的・集中的に遂行され、さらに世界政治・世界経済に統合されてゆく比較総合研究体制を整備する。

2) 外国地域研究部門の拡充に対応して、かつ、これと内面的・有機的関連において、基礎研究部門を強化することが不可欠である。具体的には、基礎研究部門を現在の6部門から8部門に拡充改組することが必要となってくる。専門科学的な基礎研究との結合・協力なしには、外国地域の研究も特定地域の単なる百科辞典的知識の集積にすぎなくなり、真に有効な社会科学の総合的比較研究を達成することが出来ないからである。

3) 客員部門および資料部門の新設もこの拡充改組計画の特色である。社会科学の流動研究および国際協力のための客員部門の新設と社会科学資料文献センターの創設とによって、本研究の特色である比較総合の共同研究またはプロジェクト研究を本格化し、研究体制として効率化してゆることが可能となり、必然となるからである。

2 拡充改組の大綱、その部門構成

④ 基礎研究部門

社会科学的地域研究を有効的に行うためには、地域研究部門が一定規模の基礎研究部門と同一の研究所の内部

において有機的に協力結合してゆることが不可欠の条件である。この両者は、本来、社会科学に関する総合的研究において相互補完的な関係に立つからであり、先に引合に出した戦後イギリスにおける地域研究体制改革・拡充の基線も、まさにこの点に関するものである。社会科学研究所における基礎研究部門と外国地域研究部門との並存および協力を基盤とする総合研究体制は、世界にほとんど類例のないものであり、この点については、最近来日した欧米のすぐれた地域研究者のうちから本研究所のこのようなすぐれた構成に深い関心が払われ、また、地域研究は専門科学的基礎研究との協力を制度的に保障されることによってはじめて学問的に有効な成果をあげることができる、という強い反省が欧米でも現われつつあるという事実に着目すべきである。

〔→例えば、「東洋学と社会学との結婚」の必要性を強調し、さもなければ「地域研究」は「二・三流の学者の掃き溜め」になってしまうと嘆じているオックスフォードのすぐれた東洋学者の立言に注意されたい(H. A. R. Gibb, *Area Study Reconsidered*, London University, 1963)〕

この目的をはたすためには、本研究所の基礎研究部門は、次のように拡充改組される必要がある。

1) 法律・政治関係部門においては、従来の公法、私法の2部門の外に、現在、公法と私法との双方にまたがる法体系としてその重要性を増しつつある「社会法」を研究対象とする1部門を新設する。

2) 経済関係部門においては、従来工業と農業の二大生産部門を「経済産業」という1部門に包摂することを余儀なくされていたが、これをそれぞれ独立させて「工業」および「農業」の2部門とする。他方、産業とならんとくに重要な研究対象でありながら、従来補充されないままになっていた「労働」について、「社会調査」部門を振替え、独立の1部門を新設する。なお、現在本研究所におかれている「社会調査」部門は、日本社会の実態調査とその理論的分析を重要視する本研究所の研究活動にとって推進的役割りを果たしてきたが、本拡充改組計画が実現される場合には、「社会調査」部門は新設の「社会法」部門および振替えの「労働」部門に発展的に吸収される。以上の拡充改組の結果、基礎研究部門は、法律・政治関係4部門(公法、私法、社会法および政治)、経済関係4部門(農業、工業、財政金融および労働)となる。

⑤ 地域研究部門

戦後における国際諸関係の複雑多様化と同時に、その内部での集団化、両体制の対立という新たな傾向に対

応する研究体制を整備拡充することの必要から、外国地域研究部門を大幅に増設し、再編する。

1) 地域研究部門においては、特定地域の法律・政治・経済について、最新の直接資料に基づいて研究を行うと共に、社会科学の水準をたかめ、かつ、確保する。これらの地域研究部門は、従来の各国別6部門(1部門につき法律・政治専攻1人、経済専攻1人)の体制を改め、より弾力性をもたせて、かつ研究者を集中的に充当するために、ほぼ同質的なまとまりをもつヨーロッパ圏、アメリカ圏および社会主義圏の三大領域についてそれぞれ4部門、合計12部門に拡充改組する。法律・政治・経済の各学問分野における最近の急速な専門分化の傾向を考慮すれば、上記の拡充は、最少限の必要であるというべきであろう。ヨーロッパ圏関係部門については、既設の3部門(イギリス、フランス、ドイツそれぞれ1部門、法律・政治専攻3人、経済専攻3人)を、西欧諸国の社会科学研究において占める顕著な役割にかんがみ、法律、政治それぞれ1、経済2計4部門に振替増設する。すなわち、アメリカ圏については、現在の1部門をアメリカ合衆国と日本のとくに密接な政治的・経済的・社会関係の重要性にかんがみ、法律・政治・経済・社会の4部門に拡充する。社会主義圏は、わが国と全く異った政治体制および社会経済構造を有し、比較研究の重要な対象であるとともに、日本に隣接している中ソ両国が国際社会において占めるその地位の増大する重要性にかんがみ、既設2部門を4部門に拡充する。

2) 現在ますます重要かつ緊急な研究対象となりつつある「世界政治」および「世界経済」に関する部門をそれぞれ1部門づつ新設する。この2部門においては、国際社会の経済構造および政治過程を包括的に研究することによって全体としての有機的連関＝現代世界の構造を解明し、比較総合の研究体制を統合する。

◎ 客員部門

社会科学研究所は、その設置事由書の冒頭に明記しているように、世界各国の法律・政治・経済の制度および事情に関して、比較総合研究を行うことを目的として創設されたものであり、それは、戦後のあらたな世界情勢とそれにとまなう欧米諸国における研究体制の全面的な更新に対応して、日本における旧来の狭隘な研究様式を根本的に改変しようと志向したものである。

従来日本においては、法律学、政治学および経済学が孤立し、たがいに無関係のままで発達してきたが、とくに戦後になってから、これらの諸科学は、研究方法のうえからいっても、また研究対象の点から見ても、相互に協力しつつ、総合研究を行うことによって始めて社会

科学としての進歩が期待されるようになってきた。本研究所は、所員の個人研究を必ずしも軽視しないが、ひろく他学部および他大学の研究者の参加と協力をえて、もっとも重要な設定課題の比較総合研究あるいはプロジェクト共同研究に従事することをその特色としている。

次に、本研究所のいま一つの特色は、外国地域研究部門と基礎研究部門とが密接かつ有機的に組み合わされていることであり、このような研究体制そのものから、社会科学における国際的協力の必然性が明らかになるであろう。社会科学の発展も国際的協力および交流によって初めて本格的となり、日本の学問の世界的水準を確保しうることになることはいうまでもない。本研究所員のみでなく、ひろく世界各国のすぐれた研究者の参加をえて、世界の重要な問題を比較総合研究の課題として設定し、一定期間国際的共同研究を行うことは、社会科学の進歩にとってももっとも必要なことであり、本研究所は、創設以来数十人の外国人研究員を受け入れて共同研究を行った実績をもっている。

以上の理由から、本研究所は、その特色である比較総合のプロジェクト共同研究を効果的・本格的に遂行してゆくため、本研究所の本来の研究部門のほかに、国の内外の客員研究員(教授または助教授相当のもの)を一定期間招致して行う社会科学の流動研究および国際協力のため客員部門4の新設を要望したい。この客員部門は、一定数の常勤の助手、研究補助者および事務員のほか、部門研究費・研究旅費をもつ。客員研究員の任期は、固定的なものではなく、本研究所の設定するプロジェクト研究の具体的必要による流動的な性格のものでなければならない。

◎ 社会科学資料文献センター(附属研究施設)

創設当初、本研究所に課せられたもっとも重要な任務の一つは、「世界各国の法律・政治・経済に関する正確な資料を組織的・系統的に蒐集する」ことであり、このことは、現在各部門毎に部分的・経過的に遂行されてきた。しかし、これを全体として体系的・学問的に処理してゆくためには、ドキュメンテーション専門の研究員、助手、研究補助者、事務職員の多数の協力によらなければ不可能である。この意味で、本研究所は、創立当初から資料専門の独立一部門を要請してきたが、その実現をみないまま現在にいたっているのは、きわめて遺憾とすべきである。

1) 本施設は、世界各地域の法律・政治・経済関係の資料文献に関し、その一部必要なものは体系的に蒐集するが、すでに他の多くの機関において蒐集され、保存されつつある現状にかんがみ、それらの保有諸機関と密接

に連絡協力し、全体としてこれを科学的に分類整理し、目録して保管する。日本における官庁資料や私文書、または実態調査の根本資料についても同様であって、このようなドキュメンテーション作業は、総合的な社会科学的地域研究を担当するわが国唯一の大学附置研としての本研究所の事業にもっともふさわしく、かつ、必須のものである。これらのことは、日本の社会科学の発展そのものにとって不可欠の条件であるから、本施設は、公開利用に供さるべきであろう。

2) さらに、とくに戦後、社会科学の国際的交流と協力が学問の発達にとって不可欠のものとなり、それに

ともなつて社会科学（法律学、政治学、経済学および歴史学）に関する情報交換が国際的に広汎に行われてきているが、日本においては、これを組織的・恒常的に遂行する責任ある機関を欠いているのが現状である。本研究所以は、かねてからUNESCO関係のこのような社会科学の国際文献目録（International Bibliography of Economics, International Bibliography of Historical Sciences, etc.）を作成し、またその作成に協力してきた実績をもっているため、本施設が新設されるならば、このような学問の国際的要請にも有効的に応えることができるであろう。

東京大学社会科学研究所拡充改組年次計画及び新旧部門関係表

現 行 部 門 名	拡 充 改 組 完 成 部 門 名	開 設 年 度		
		1967年度	1968年度	1969年度
研 究 部 門	I 研 究 部 門			
〔I〕本邦部門（6部門）	〔I〕基礎研究部門（8部門）			
本邦公法（1946年）	公 法	⊙		
本邦私法（1951年）	私 法	⊙		
	社 会 法	⊙		
本邦内政（1946年）	政 治	⊙		
○本邦経済産業（1946年）	農 業	⊙		
	工 業		⊙	
本邦財政金融（1949年）	財 政 金 融	⊙		
○本邦社会調査（1950年）	労 働	⊙		
〔II〕外国部門（6部門）	〔II〕地域研究部門（14部門）			
	世界政治	⊙		
	世界経済		⊙	
○イギリス（1946年）	ヨーロッパ圏法律	⊙		
○フランス（1951年）	ヨーロッパ圏政治	⊙		
	ヨーロッパ圏経済第一（イギリス）	⊙		
○ドイツ（1965年）	ヨーロッパ圏経済第二（大陸）	⊙		
	アメリカ圏法律		⊙	
○アメリカ（1946年）	アメリカ圏政治	⊙		
	アメリカ圏経済	⊙		
	アメリカ圏社会			⊙
	社会主義圏法律	⊙		
○ソ 連（1949年）	社会主義圏政治	⊙		
○中 国（1951年）	社会主義圏経済第一（ソ連）	⊙		
	社会主義圏経済第二（中国）		⊙	
計 12部門	計 22部門	17	4	1
	新 設 10	5	4	1
	振 替 8	8		
	転 換 4	4		
	II 客員部門（4部門）	⊙	⊙	⊙
	計 4部門	1	1	2
	III 附属研究施設			
	社会科学資料文献センター	⊙	⊙	⊙
	計 1施設	1		

備 考 ⊙……新設 ⊙……振替 ⊙……転換 ⊙……整備